

中部大学フライングディスククラブ規約

制定 1998（平成 10）年 4 月 1 日

（名称）

第 1 条 本団体は、「中部大学フライングディスククラブ」と称する。

（目的）

第 2 条 中部大学フライングディスククラブは、会員相互の協力によって課外活動の推進を図り、部員の健全な身心を作ることと部員相互の親睦を図ることを目的とする。

（活動）

第 3 条 「中部大学クラブに関する規程」に則り、活動を行う。

第 4 条 第 2 条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) アルティメットのイベント、大会に関する活動、大会等に参加する。
- (2) アルティメットに関する、他大学生及び他団体との交流。
- (3) 部の運営体制の整備（役割分担の明確化、情報共有の徹底）

（組織構成）

第 5 条 本団体は、中部大学の学生を構成員（以下「部員」という。）として組織する。

（役員）

第 6 条 本団体には、主将、副主将及び会計、マネージャーを置く。ただし、必要がある場合は、その他の役員を置くことができる。

（顧問）

第 7 条 中部大学フライングディスククラブに顧問を置く。顧問は中部大学の教職員をもって充て、学長が任命する。また、その任期は特に定めない。

（会計）

第 8 条 中部大学フライングディスククラブの部費は次の通りとする。

- (1) 年間 10,000 円（4 月、10 月に分けて納めることとする。）

（入部及び退部）

第 9 条 入部希望者は、部長にその旨を伝え、規約や規則等の説明を受け、入部願を提出する。

第 10 条 退部を希望する部員は、主将にその旨を伝え、退部願を提出する。

第 11 条 主将は退部を希望する部員に対して、速やかに手続きを行うものとする。また、役員である者は退部にあたり、必ず後任を選出し、その者に引き継ぎを行うものとする。

(規約の変更)

第 12 条 規約の変更は、役員の会議を経た後、部員の承認を得るものとする。

(事故防止の義務)

第 13 条 フライングディスククラブの構成員全てが事故を未然に防ぐ能力を取得し、常に事故を防ぐための最善の努力をしなければならない。万一、不測の事態が発生した場合、人命救助を最優先する。

(罰則等)

第 14 条 部員が以下の行為を行った場合は、役員（または部員）が本人から聴き取りを行った上で、その程度により注意喚起または顧問立会のもと退部勧告を行うことがある。

- (1) 第 2 条の目的から外れた活動を行ったとき。
- (2) 役員が、職務を遂行しなかったとき。
- (3) 第 8 条に定める部費を納めなかったとき。
- (4) 本団体の活動を著しく妨害したとき。
- (5) 学生が本学の定める諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったとき。

(規約以外の規則)

第 15 条 本団体で規約以外の規則を定めることができる。

附 則

本規約は、1998 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。